

基幹放送用周波数使用計画の変更（案）

第 1 の 5 の変更案（赤字が追加部分）

- (1)災害対策：90.1-98.9MHz
(90.1-98.9MHzの周波数が選定できない場合であって、真に必要なときは76.1-90.0MHzの周波数を選定できる。)
- (2)都市型難聴対策：90.1-98.9MHz
- (3)外国波混信対策及び地理的・地形的難聴対策：76.1-98.9MHz
- (4)放送確保対策：90.1-98.9MHz **（真に必要なときは76.1-90.0MHzの周波数を選定できる。）**

(4)の真に必要なとき の事例（案）

(4)における「真に必要なとき」について、該当する事例を通告で明確化

- 1 上記変更告示の施行の際、現に、76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用しているFM補完中継局であって、AM中継局をやむを得ず廃止するとき
- 2 76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するFM補完中継局であって、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由により、AM中継局をやむを得ず廃止するとき
- 3 (4)を開設目的として申請されるFM補完中継局であって、90.1MHzから98.9MHzまでの周波数を割り当てることができないとき
- 4 上記の 1 から 3 までに該当するFM補完中継局が既に存在し、そのFM補完中継局と同一の周波数による同期放送をおこなうとき

視聴継続措置ガイドライン及びAM休止特例措置の基本方針の改定

ガイドラインの主な改定内容（案）

- 適切な視聴継続措置の要素： 地方自治体との合意形成の状況、住民の理解の状況
- ※ 第2回目特例措置のうち、世帯・エリアカバー率の観点から、第1回目特例措置であれば適用を受けられないと判断されるものについては、radiko等のインターネット配信サービスによる検証の結果を踏まえた制度整備も考慮した上で、適切な対応を行う必要がある。
- 公表期間： 廃止日の前日から少なくとも90日前（放送局廃止に関する公表の期間と同等の期間）

基本方針の改定（案）

特例措置適用期間延長の要件	延長期間：2027年1月31日まで	延長期間：2028年10月31日まで
① 特例適用局が適切に選定されていること	不要	不要
② 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと （ラジオ、事務所への備置き、ホームページの3媒体で休止3か月前から実施）	簡素化 （休止期間延長・廃止の周知は必要）	同等の水準を要件 （ただし、ラジオ放送での周知は求めず、周知開始は3か月前ではなく速やか）
③ 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと	簡素化 （休止期間延長・廃止の周知は必要）	要件
④ 問合せ窓口を設置すること	要件	要件
⑤ 特例適用局の運用休止の方法を選定すること	不要	不要
⑥ 特例適用局の運用休止による影響を検証すること	不要	不要
⑦ 特例適用局の運用休止に関する報告書を作成すること	不要	不要
⑧ 特例適用局の運用休止の結果を公表すること	不要	不要
⑨ 特例適用局の運用休止に関する適切な実施体制を確保すること	要件	要件
⑩ 特例適用局の運用休止に関する実施計画を作成すること	不要（既存の実施計画を変更）	不要（既存の実施計画を変更）

FM同一周波数放送波中継による同期放送の導入

- 令和6年度から令和7年度に中国総合通信局の技術試験事務で実施した、FM放送における放送波中継であり、その放送波と同一周波数による同期放送の実用化の目途が立ったことから、制度化を目指すものである。
- また、今後新たな同期放送方式が登場した際に迅速に対応できるよう、品質は維持しつつ詳細な条件については電波法関係審査基準に規定することとしたい。

①通常	②放送波中継	③同期放送	今回導入したい同期方式 ④放送波中継＋同期放送
演奏所→親局：f 1 (STL) 親局→中継局：f 2 (TTL) 親局：F 1 中継局：F 2 →放送波 2 波、放送事業用 2 波	演奏所→親局：f 1 (STL) 親局→中継局：F 1 (放送波中継) 親局：F 1 中継局：F 2 →放送波 2 波、放送事業用 1 波	演奏所→親局：f 1 (STL) 親局→中継局：f 2 (TTL) 親局：F 1 (同期放送) 中継局：F 1 (同期放送) →放送波 1 波、放送事業用 2 波	演奏所→親局：f 1 (STL) 親局→中継局：F 1 (放送波中継) 親局：F 1 (同期放送) 中継局：F 1 (同期放送) →放送波 1 波、放送事業用 1 波

(参考) F M補完中継局の開設目的

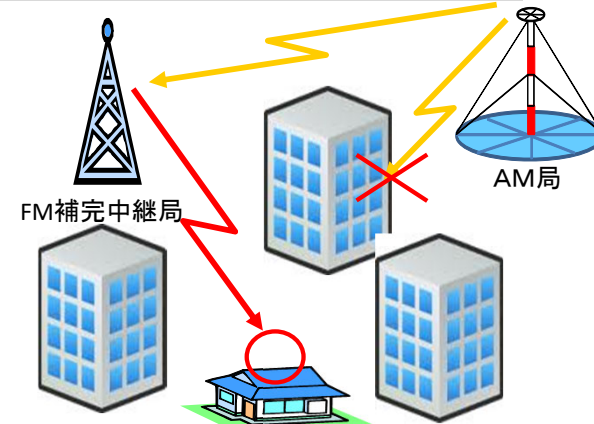
(1) 災害対策

中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするもの



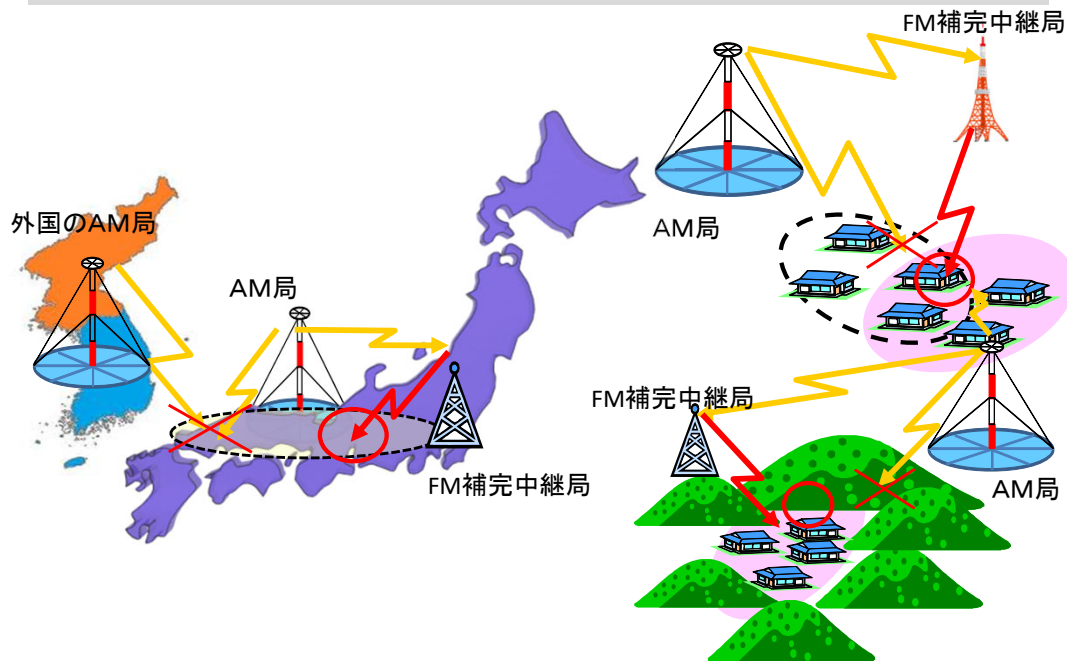
(2) 都市型難聴対策

建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするもの



(3) 外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策

外国波との混信による難聴対策、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策を開設目的とするもの



(4) 放送確保対策

AM局を正当な理由をもって6か月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に、そのAM局の放送区域における放送を確保することを開設目的とするもの

